

# 【資料④】

## ○丹波市生涯学習推進審議会設置条例

令和7年3月6日

条例第7号

### (設置)

第1条 丹波市自治基本条例(平成23年丹波市条例第52号)第21条第3項に規定する生涯学習に関する計画(以下「生涯学習基本計画」という。)を策定し、及び本市における生涯学習に関する施策を総合的に推進するため、丹波市生涯学習推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市長の諮問に応じ、生涯学習基本計画の策定に関する事項について調査審議すること。
- (2) 生涯学習の推進に関する重要な事項について調査審議すること。

### (組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 学校教育及び社会教育の関係者
- (3) 生涯学習団体の関係者
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

### (庶務)

第7条 審議会の庶務は、まちづくり部において処理する。

### (その他)

第8条 この条例に定めるもののほか審議会の運営について必要な事項は、会長が会議に諮り、これを定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の丹波市生涯学習基本計画審議会設置条例(以下「旧条例」という。)の規定により委嘱されている丹波市生涯学習基本計画審議会の委員である者は、この条例による改正後の丹波市生涯学習推進審議会設置条例(以下「新条例」という。)の規定により委嘱された丹波市生涯学習推進審議会の委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、同条例第4条第1項の規定にかかわらず、令和7年9月30日までとする。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第1条に規定する丹波市生涯学習基本計画審議会にされた諮問その他の行為は、新条例の相当規定によりされたものとみなす。

(丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年丹波市条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表中「生涯学習基本計画審議会委員」を「生涯学習推進審議会委員」に改め、同表まなびの里づくり協議会委員の部を削る。

## 丹波市生涯学習推進審議会に関する運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、丹波市生涯学習推進審議会設置条例（令和7年3月6日丹波市条例第7号）第8条の規定に基づき、丹波市生涯学習推進審議会（以下「審議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開等)

第2条 会議（会議において配付された資料を含む。この条において同じ。）の公開又は全部若しくは一部の非公開は、会長が会議に諮って、これを定める。

2 会議の公開に際しては、丹波市情報公開条例（平成16年丹波市条例第9号）の趣旨に照らし配慮するものとする。

(傍聴に関する事項)

第3条 審議会の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議録の作成)

第4条 審議会の会議録は、まちづくり部市民活動課において作成する。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和7年4月28日から施行する。

## 丹波市生涯学習推進審議会に関する傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、丹波市生涯学習推進審議会運営要領第3条の規定に基づき、丹波市生涯学習推進審議会（以下「審議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。ただし、開催会場の都合により分けることが困難な場合は、この限りでない。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、丹波市生涯学習推進審議会に関する審議会傍聴受付簿（以下「受付簿」という。）に必要事項を記載しなければならない。ただし、報道関係者及び会議を傍聴しようとする者の同伴する児童又は乳幼児については、この限りでない。

(報道関係者に係る手続)

第4条 報道関係者は、取材等のため会議を傍聴しようとするときは、あらかじめ会長の許可を受けなければならない。

(傍聴人の定員)

第5条 傍聴人（報道関係者を除く。）の定員は、会議開催場所に応じて会長が定める人数とする。

(傍聴することができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりその他これらに類するものを所持している者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は議事運営に支障となるおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従うとともに、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、会長の許可を得た場合には、この限りでない。

- (1) 静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談笑、騒ぎ立てること、みだりに傍聴席を離れることその他の議事の妨げ又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 会場においては、携帯電話は電源を切り、又はマナーモードに設定し、通話はしないこと。
- (4) 会場において、食事又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、写真、ビデオ等の撮影及び録音をしないこと。
- (6) 会場においては、会長及び係員の指示に従うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(傍聴人の退場等)

第8条 傍聴人がこの要領の規定を守らないときは、会長は、これを制止し、その命令に従わない

ときは、当該傍聴人を退場させることができる。

2 傍聴人は、審議会において会議非公開の決定があったときは、速やかに、退場しなければならない。

(傍聴人への会議資料の提供)

第9条 審議会は、傍聴人に会議資料（丹波市情報公開条例（平成16年丹波市条例第9号）第7条に規定する不開示情報が記録されている部分を除く。以下同じ。）を提供するものとする。ただし、会長が審議会に諮り、提供することが会議の運営上適当でないとの決定がなされたときは、この限りでない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、令和7年4月28日から施行する。

(様式)

丹波市生涯学習推進審議会傍聴者受付簿

区分（いずれかに○）	氏名	備考
一般 ・ 報道		
一般 ・ 報道		
一般 ・ 報道		
一般 ・ 報道		
一般 ・ 報道		
一般 ・ 報道		
一般 ・ 報道		